



瀬谷区 消費生活相談情報<速報値>

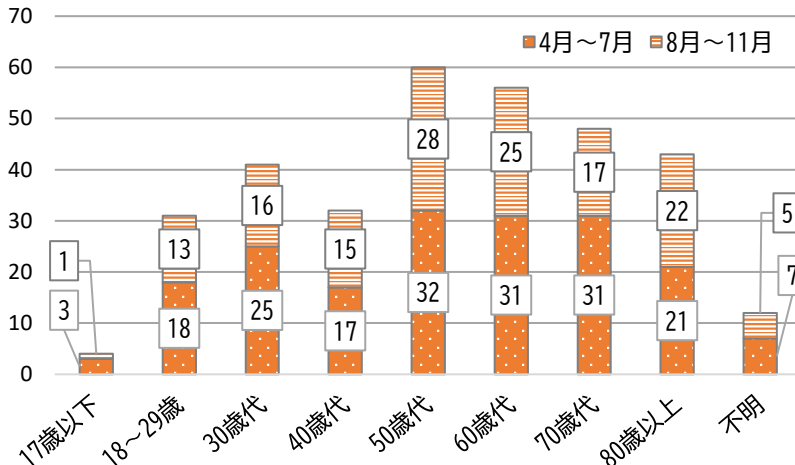
～令和8年1月 新春号～



◇消費生活相談件数

4月～7月	8月～11月	年度累計
185	142	327

◇年代別件数



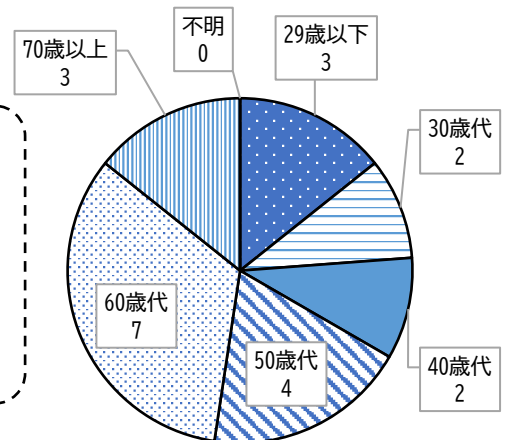
◇SNSに関する消費生活相談（令和7年8月～11月受付分）

- ①SNSでの広告がきっかけとなるケース
…「1回限り」とのSNS広告を見てファンデーションを注文したが、定期購入になっていた。初回解約を申し出たら違約金を請求された。
- ②SNSでの勧誘がきっかけとなるケース
…SNSの投資グループで知り合った投資の専門家に勧められ、個人口座に資金を振り込んだ。アプリ上では利益が出ているが、次々と追加投資を勧められるので不審だ。詐欺なのか。

◇相談事例

◇商品・役務別ランキング （令和7年8月～11月受付分）

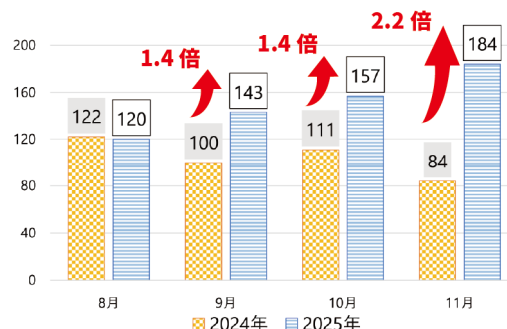
1位	商品一般	15
1位	化粧品	15
3位	不動産貸借	10
4位	インターネット接続回線	8
5位	健康食品	6
6位	役務その他サービス	5
7位	携帯電話サービス	4
7位	他の娯楽等情報配信サービス	4



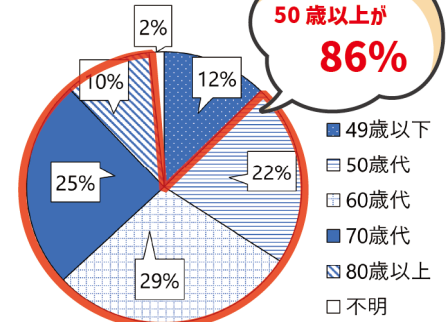
定期購入に関する相談が昨年同時期と比べて増えています。特に化粧品が目立ちます。

通販はカンタンには取消しできません！最終確認画面をよく確認しましょう！

●定期購入に関する相談件数（市全体）



●年代別相談件数（市全体）



50歳以上が
86%

▶ “定期縛りなし” は定期購入です！ 解約手続きはカンタン、ってホント？ ◀

「定期縛りなし」は回数の定めがない定期購入の意味で使われる場合があります。この場合は解約手続きをしない限り、自動的に2回目以降が届きます。また、解約手続きが複雑に設定されていて、カンタンには解約できない場合もあります。

▶ 初回で解約できる、けれど単品購入価格との差額を請求されます！ ◀

回数の定めがなければ初回で解約できます。しかし、初回解約を申し出ると、単品購入価格との差額を請求されるケースが多く見られます。注文内容を確認するためにも、広告や最終確認画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。

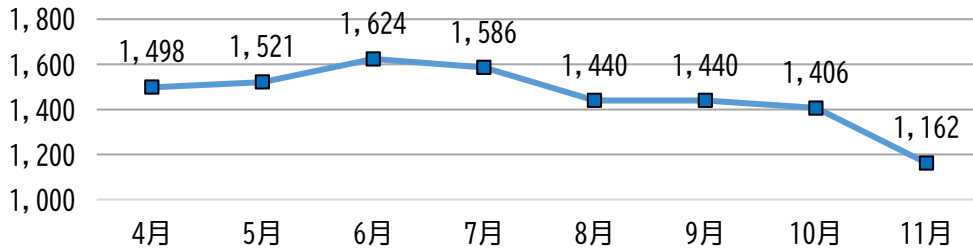


横浜市 消費生活相談情報＜速報値＞

～令和8年1月 新春号～

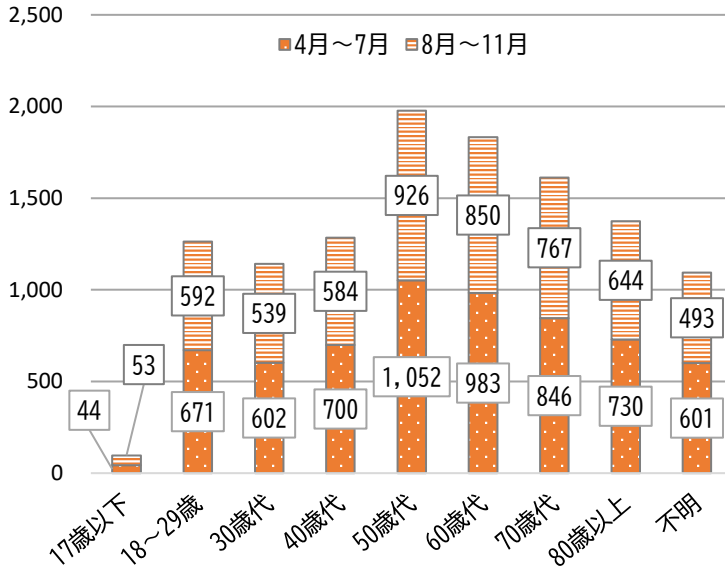


◇消費生活相談件数

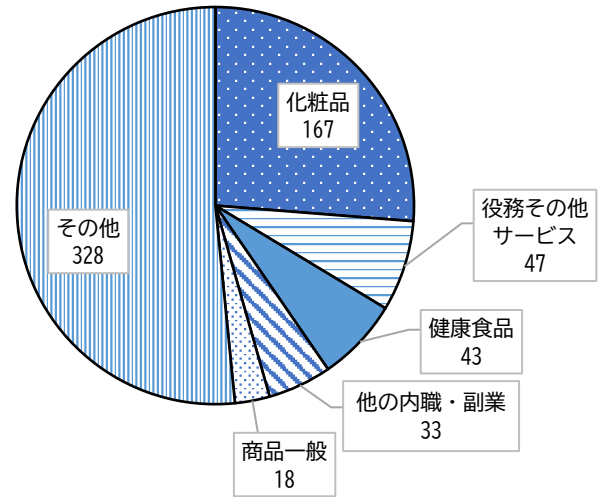


令和7年度累計
11,677

◇年代別件数



◇SNSに関する消費生活相談の商品・役務別 上位（令和7年8月～11月受付分）



◇商品・役務別件数 年代別上位5位（令和7年8月～11月受付分）

順位	17歳以下	18～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネットゲーム 18	不動産貸借 64	不動産貸借 82	不動産貸借 67	化粧品 104	化粧品 142	化粧品 119	工事・建築 90
2位	健康食品 3	役務その他サービス 34	役務その他サービス 27	化粧品 27	商品一般 57	商品一般 69	商品一般 67	商品一般 71
3位	化粧品 3	医療サービス 30	商品一般 25	役務その他サービス 27	不動産貸借 57	役務その他サービス 39	役務その他サービス 53	役務その他サービス 60
4位	金融関連サービスその他 3	商品一般 28	工事・建築 22	商品一般 26	役務その他サービス 45	健康食品 33	工事・建築 42	化粧品 41
5位	その他4分類 各2	エステサービス 27	インターネット接続回線 15	インターネット接続回線 23	健康食品 32	工事・建築 25	健康食品 27	健康食品 26

商品一般…商品の特定ができない相談や、身に覚えのない架空請求（メール）等に関するもの
役務その他サービス…副業サポートやビジネスコンサルティング、専門家質問サイトなど

発行元：横浜市消費生活総合センター

電話相談受付 045-845-6666

平日 9時から18時

土曜・日曜 9時から16時45分

